

パートナーシップ制度でできることの例（法定婚との比較）

	項目	法定婚	パートナーシップ制度	備考
法律上や自治体での手続きに関すること	戸籍	○	×	同一の戸籍の作成
	住民票	○	×	明石市では「縁故者」と記載する取扱い
	相続	○	×	
	税金控除	○	×	
	遺族年金	○	×	
	健康保険扶養認定	○	×	
	公営住宅への入居	○	△	同居親族要件の適用
	公立医療機関手続き	○	△	症状の説明、手術の同意、緊急連絡先の指定など、家族と同等の扱いを受けることが可
	公営墓地・公営霊園の永代使用・承継	○	△	
	保護者としての取扱い（学校・保育園等）	○	△	教育・保育給付認定申請など
	犯罪被害者給付金	○	△	遺族要件の適用
	災害弔慰金	○	△	遺族要件の適用
民間サービスに関すること	(軽)自動車税の減免（身体障がい等）	△	△	生計同一者などの要件あり
	民間賃貸物件への入居	○	△	管理会社(大家)による。
	民間医療機関手続き	○	△	症状の説明、手術の同意、緊急連絡先の指定など、家族と同等の扱いを受けることが可
	家族向けサービス	○	△	携帯電話やJAFの家族割マイレージ
	住宅ローン(借入れ)	○	△	
	クレジットカード(家族カード)	○	△	家族要件を問わないカード会社もあり
	生命保険の受取人	○	△	死亡保険金の受取人としての指定など
	自動車保険	○	△	「本人・配偶者限定」による保険料の割引など
会社の福利厚生	○	△	慶弔休暇、家族手当など	

家族としての適用

- 適用
- △ 制度導入自治体や企業の判断により適用（非適用の場合もあり）
- × 非適用